答 申 第 570号
平成 28 年 4 月 18 日

神戸市長　久　元　喜　造　様

神戸市個人情報保護審議会
会長　　西　村　裕　三

答　　申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき，平成 28 年 4 月 11 日付け神環環資第 21 号-2 により諮問のありました下記の事項について，次のとおり答申します。

記

リサイクル工房用システムについて
（条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して）

1　リサイクル工房ろっこうで行っている再生品提供業務において，電子計算機処理により，購入申込者の名簿管理を行うことは，提供対象者の抽選及び当選後の照会等への迅速な対応を可能とするもので，市民サービスの向上に資すると認められるので，妥当である。

2　この場合，電子化された個人情報について，個人の権利利益を不当に侵害することのないよう，事務に携わる者への研修を十分に行う等，個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。

別 紙
答申 570

リサイクル工房用システムについて
（条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して）

【データ項目】

再生品提供申込者に関する以下の情報

・氏名
・住所
・電話番号
・提供品（品名、品番）
・申込日
・当選日
・金額